

## 令和7年度 かほく市総合教育会議 次第

日時 令和7年12月17日（水）午後2時00分より  
場所 かほく市役所 302会議室

### 1. 開 会

### 2. あいさつ

かほく市長 油野 和一郎

### 3. 協議・調整事項

- ・スポーツコミュニケーションかほく

これまでの取組と部活動地域展開を契機とした今後の地域活性化の事業展開について

### 4. そ の 他

### 5. 閉 会

## かほく市総合教育会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、かほく市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和30年法律162号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (会議の通知及び告示)

第2条 市長は、会議の日時、開催場所及び付議すべき議事を開催日の7日前までに告示し、教育委員会（以下「構成員」という。）に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

2 構成員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開催前までに市長に届けなければならない。

### (議長)

第3条 会議の議長は、教育長をもって充てる。

### (議事録の作成及び公表)

第4条 市長は、会議の終了後、教育委員会の事務局員をして遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職・氏名
- (3) 議題及び議事の要旨

3 議事録は、市長及び教育委員1名の署名をもって確定するものとする。

### (庶務)

第5条 会議の事務局は、教育部学校教育課が行う。

### (その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長と教育委員会が協議し、別に定める。

### 附 則

この告示は、平成27年7月30日から施行する。